

新型コロナ対策地域振興券特定事業者募集要項

1. 事業の概要

(1) 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を鑑み、町民の生活支援を図るとともに、低迷した地域経済の活性化へ繋げるための「新型コロナ対策地域振興券交付事業」を実施するにあたり、振興券の取扱事業者（特定事業者）を募集する。

(2) 振興券の名称

新型コロナ対策地域振興券（以下「振興券」という。）

(3) 発行者及び発行金額

上関町 52,560,000円（予定）

町民一人当たり20,000円（額面1,000円券×20枚）

(4) 交付対象者

上関町に住民登録のある全町民

(5) 振興券の利用期間

令和2年7月10日（金）～令和2年12月31日（木）

2. 取扱事業者（特定事業者）について

(1) 資格要件

上関町内に事業所又は店舗がある事業者（以下「事業者」という。）のうち、次の①～②に該当しない者であること。

①役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(2) 申込方法

振興券の「取扱事業所」として登録を希望する事業者等は、本要項を熟読のうえ、新型コロナ対策地域振興券特定事業者登録申請書（以下「申請書」という。）に記入のうえ、持参、郵送またはFAXにて上関町商工会に提出します。

(3) 募集期間

令和2年6月19日（金）から令和2年7月3日（金）まで
（土・日・祝日を除く）

(4) 結果の通知

提出された申請書に基づき、資格の有無を審査します。その後、審査結果を速やかに申込者宛に通知します。

(5) 登録有効期間

令和2年7月6日(月)から令和3年1月31日(日)まで。ただし、登録後であっても、以下の場合には登録を取り消すことがあります。

ア 申請内容に虚偽・不備・不正等があった場合

イ その他、上関町が特定事業者の登録を取り消すと判断した場合

(6) 登録手数料

無料

(7) その他

登録の通知をした事業者には、特定事業者登録証明書、店頭振興券取扱店舗であることを表示する為のポスター等の販促ツールや、特定事業者が留意すべき事項等を記載した「特定事業者実施要領」などを7月8日(水)までに送付します。

3. 振興券の対象とならないもの

以下に掲げる物品や役務の提供は振興券の使用対象外とします。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 国税、地方税や使用料などの租税公課

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

4. 換金方法

(1) 換金窓口

山口銀行上関支店、東山口信用金庫上関支店、山口県農協上関支所

(2) 換金受付期間

令和2年7月20日(月)～令和3年1月20日(水)まで

(3) 換金手続

予め届け出た金融機関の支店の窓口に使用済み振興券・換金請求書、特定事業者登録証明書を持参し、換金を申し出る

(4) 換金日

毎月5日及び20日の2回(但し、その日が金融機関の休日であった場合は翌営業日)とし、請求した金融機関の口座に振り込むものとする

(5) 換金額の支払

あらかじめ指定された口座に振込

(6) 換金手数料(特定事業者負担金)

無料

5. 振興券の取り扱いに係る留意事項

振興券の取り扱いにおいては、特に以下の事項についてご留意ください。

(1) 振興券の使用

- ・振興券の返金を行わないでください。
- ・額面金額を超える場合の不足額は、現金等で受け取ってください。
- ・額面金額未満の使用であっても、つり銭は渡さないでください。

(2) 振興券の換金

- ・換金請求は、金融機関の指定する日にち・時間帯で行ってください。
- ・換金請求をする場合は、予め振興券の裏面の「取扱店記入欄」に事業所名を記載（スタンプ可）のうえ、換金窓口へお越してください。
- ・換金受付期間（令和3年1月20日）を経過した換金請求は受けることができませんので、必ず期間内の換金請求を行ってください。

6. 特定事業者禁止事項等

次に掲げるような不適切な行為を行ったと本町が認定した場合には、特定事業者登録を解除するとともに、本町に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

- (1) 振興券と現金との引き換え
- (2) 事業決済資金（買掛金、未払い金等）としての流用や出資
- (3) 振興券の交付を受けた者が自社商品の購買に振興券を使用すること
- (4) 振興券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること

7. 特定事業者の責務等

特定事業者は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

- (1) 特定事業者は、振興券が利用可能な店舗であることが明確になるように、上関町商工会が配布するポスター等の販売ツールを、利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用される振興券について、色合いが明らかに違うなど、偽造された振興券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否するとともに、その事実を直ちに警察へ通報してください。また、その旨を上関町総合企画課企画調整係へご連絡ください。
- (3) 振興券の見本や「特定事業者実施要領」の内容については、振興券を取り扱う全ての方に周知します。
- (4) 取引により振興券を受け取ったときは、使用済みの振興券の再流出を防止するため、振興券の裏面に事業所名を記入するとともに、既に事業所名の記入があるものは受取りを拒否してください。

8. その他

- (1) 一人の利用者が、一度の購入に大量の振興券を使用するといった「振興券の第三者への譲渡が疑われるケース」を覚知した場合は、次の問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) 交付対象者には、振興券発送時に「振興券取扱店一覧」を同封する予定としています。
- (3) 使用期間を経過した振興券又は利用者から不要の申し出があった振興券は、取扱事業者で受領せず、ご自身で処分するようお願いしてください。
- (4) 振興券の盗難・紛失、滅失について、発行者（上関町）は責を負いません。
- (5) 申込書に記載された事項に変更等が生じた場合は、速やかに次の問い合わせ先までご連絡ください。

◎問い合わせ先

- ・取扱事業者の募集に関すること

上関町商工会

☎ 0820-62-0177 FAX 0820-62-0855

- ・振興券に関すること

上関町総合企画課企画調整係

☎ 0820-62-0316 FAX 0820-62-0783